

## スマトラ沖地震による津波災害の教訓と生活復興への方策 —タイの事例—

### Lessons of "Tsunami" Disaster from the Sumatra Earthquake and the Livelihood Recovery Policy: A Case of Thailand

佐藤 仁  
Jin SATO

東京大学大学院新領域創成科学研究科  
Graduate School of Frontier Sciences, The University of Tokyo

This paper analyzes the social implications of relief efforts initiated by various actors involved in the Tsunami disaster in Thailand, particularly in the area of livelihood recovery. Its aims are (1) to document key events and observations in the first five months since the occurrence of the Tsunami, and (2) to analyze problems of recovery programs and aid deliveries to draw lessons for the future. One of the key findings is that the pre-existing social problems such as land tenure and legal entitlement of migrant laborers have strongly influenced the distribution of aid provided by outsiders. The paper demonstrates that outsiders' well-intended assistance may even strengthen the pre-existing inequality in resource distribution. Also notable is that the sectionalism of the government hinders effective recovery policy. Some other issues that deserve further research are also highlighted.

*Key Words:* Tsunami, livelihood recovery, Thailand, social problems, assistance strategy, bureaucratic sectionalism

#### 1. 本稿の課題

2004年12月26日午前7時58分にスマトラ沖で発生した巨大地震による津波の被害は、インドネシアのアチェやスリランカ、ミャンマー、タイをはじめ、遠くアフリカ大陸の東海岸にも及ぶ未曾有の規模であった。タイの被害はインドネシアやスリランカなどと比べれば相対的に小さいものではあった。しかし、死者・行方不明者を含めて9,000人規模の災害は、この国にとって前代未聞である。とりわけ特徴的だったのは、被災者が自国民に限らず、ミャンマー人を中心とする移民労働者や独自の言語をもち沿岸地域に居住してきた「海の民（チャオレー）」と呼ばれる少数民族、そして海外からの観光客など多様な人々を含んでいた点である。

今般の災害は、将来の防災と復興の方策を考えるうえで多くの材料を残しつつあるが、それらの材料は整理され、記録されてはじめて次の災害時に活用可能な「教訓」となる。タイの事例は、大規模災害への政府の対応能力、メディアや市民社会の役割、海外からの支援のあり方、そして村落コミュニティにおける自発的相互扶助など、復旧と復興に欠かせない要素が各々どのようなメカニズムで機能するのかを検証するうえで重要な材料を提供している。未曾有の事態の中で、政府はいかにして被災者のニーズを把握すべく分業体制を確立し、必要な援助を送り届けようとしたのか。海外の援助機関やNGO（非政府組織）はどのような役割を果たしたのか。そして、住民はどのような行動をとったのか。政府の公式文書、ウェブサイト、キーパーソンへのインタビューから、主要なアクターグループごとに出来事の大まかな経緯を記録しておくことが本稿の第一の目的である。

タイの事例は、将来の復興支援の方法に関しても潜在的な教訓の宝庫である。「第二の津波」とも揶揄される史上まれに見る援助と寄付の大きさにもかかわらず、現場において被災者の話に耳を傾けてみると、報道で取りざたされている多額の援助は決して十分にとどいていない。10億バーツ集まったとされる寄付の総額のうち、2005年5月の段階で使いきれずに首相府に残っている予算が6億バーツ以上もあるという。このギャップを説明することは、今後の大規模災害に伴う生活復興の方策を考えるうえで有用である。また、今般の災害援助における日本政府の活動に限定して言えば、現地の社会的状況の迅速な把握が欠かせない生活復興の面での出遅れが否めない。今後、日本はどのような方策でこの問題に取り組めばよいのか。これらの点を考察することが第二の目的である。

#### 2. 被災状況のまとめ

まずは、タイにおける被害状況から見ていこう。被害の地理的な分布は図1のようになっている。津波は地震発生から約2時間後の午前10時5分から11分の間にタイの主要な沿岸地域に到達した。内務省の発表によるとタイでの死亡者総数は、身元不明分も含めて合計5,395人であるが、行方不明者の大部分が死亡していると想定すれば、その規模は9,000人を超える。

中でも最大の被害を被ったのはバンガー県である。その理由としては、この地域の沿岸部の地形が平坦であったこと、そして、沿岸沿いに漁民と観光客向けのバンガローが密集し、人口密度が高かったことがある。沿岸地域には多少の椰子の木が植えられているものの、波の速

度を落とすような障害物はほとんど存在せず、津波は観光シーズンのピークで賑わっていた海岸、宿泊施設、そして漁民の居住家屋を直撃した。家屋の被災状況は表2、経済価値に換算した物質的損害は表3のようになっている。

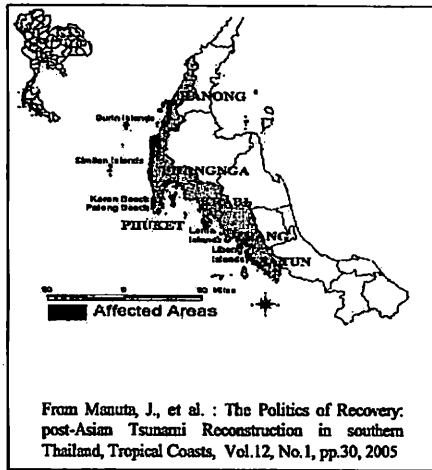


図1 タイにおける主な津波被災地域分布図

表1 津波で被災したタイにおける死者・負傷者・行方不明者

県	死者 (国籍別)			負傷者		行方不明	
	タイ	外国	不明	タイ	外国	タイ	外国
バンガー	1,288	1,633	1,303	4,344	1,253	1,354	363
プーケット	181	111	17	691	620	250	305
クラビ	357	203	161	808	558	323	240
ラノン	166	203	0	215	31	9	0
タラン	3	2	0	92	20	1	0
サトゥン	6	0	0	15	0	0	0
合計	1,961	1,953	1,481	6,065	2,392	1,937	908

出典：内務省防災局発行資料(2005年4月24日付け)

表2 家屋の損壊状況

県名	全壊家屋数	半壊家屋数	合計
バンガー	2,625	2,052	4,677
クラビ	357	173	530
プーケット	420	511	931
ラノン	179	114	293
タラン	33	133	166
サトゥン	2	47	49
合計	3,616	3,030	6,646

出典：社会開発・人間の安全保障省 2005年1月24日付け資料(タイ語)

表3：物損被害総額の推計 単位：百万タイ・バーツ

被災領域	被害総額
公共施設	1,028
商業施設(商店,ホテル)	7,431
農業	197
家畜	14
漁業	1,607

出典：Yafa, Orawan: Mission Report: Indian Ocean Tsunami 26 December 2004, Thailand (field visit between January 5-12, 2005), Asian Disaster Preparedness Center, Bangkok, Thailand.

人々の生活復興という観点から、とりわけ深刻だった漁業セクターの被害は、家畜や農作物を含む全農業セクターに及んだ被害の99%を占めた。これらの被害推計には、漁業が通常どおりに行われていた場合の機会費用は含まれていない<sup>2)</sup>。他方で、観光業への被害も大きかった。2005年1月のプーケット空港利用者の数は前年の同月比で88%も減少し、35,000室あるホテルの部屋の稼働率は10%まで落ち込んだ。2005年5月現在、観光地の被害、とくにホテルの損壊などの被害は、再開発計画が不確定な地域を除けば早いペースで復旧しているものの、観光客の戻りが十分ではないために失業の問題が長期化している。観光収入が国民総生産の5-6%を占めるタイでは、2005年の経済成長率予測を6.3%から5.6%に下方修正した<sup>3)</sup>。

人的・物的被害の大きさからみるとバンガー県が最も深刻な被災県であり、中でも女性や子供の死者が比較的多かったことが特徴的である。UNICEF(国連児童基金)によれば、2005年3月の段階で両親のいずれかを亡くした子供の数は、1,100人で、仮設住宅での生活を強いられている子供の数は2,000人に上るといふ<sup>4)</sup>。南部6県で津波により倒壊、もしくはひどく破壊された学校は26を数えた<sup>5)</sup>。

### 3. 津波発生後のタイ政府の動き

#### (1) 被災者支援の基本的な体制

今般の津波被害に対する復興支援で参照されている法的枠組みは、「自然災害で被災した農村経済復興に伴う経費に関する首相府規則」(仏暦2521年[1978])およびその翌年に制定された文民保護法(1979)である。文民保護法で想定されていた「危機」には、自然災害や、紛争などの人為的災害も含まれる。自然災害の例として記述があるのは、火災、風害、水害であり、津波に関する記述はない。水害は、大雨による河川の氾濫を想定したものであって、海岸での津波はまったく想定されていなかった。

さて、津波発生当日におけるタイ政府の初期対応は迅速で、保健省による200人の医療スタッフ派遣にはじまり、人命救助と遺体収容、外国人の退避に資源が集中されたが、未経験の巨大災害を前に現地の混乱は相当のものであった。当日中にタクシン首相が現場に下り立ったことは、政府の迅速な対応を内外にアピールするうえで有益であった。首相命令によって各県知事には緊急の食料や水、輸送にかかるガソリン代などを賄うための一時金(各県500万バーツ)が配分され、県知事は、それをもとに各郡長(各県は複数の郡から構成される)に50万バーツを基準とする緊急予算支出の裁量権を与えたが、被害が甚大であったバンガー県のタクワパー郡などでは予算が全く足りていなかったという。また、初期の段階ではタイ赤十字社が寄付金や食料の分配において重要な役割を果たした<sup>6)</sup>。12月の段階で主要メディアを通じて津波被災者救援専用の寄付口座を告知したのは、首相府、内務省防災局、Krung Thai銀行、Siam Commercial銀行、タイ赤十字社などであったが、一般の人々からこれらの機関に集められる寄付金の多くは首相府に集約され、首相府を事務局とする被災者支援基金委員会の判断によって各県に配分された。

被災者救援のための義援金・寄贈品は、図2のように被災者からの自己申告に基づいて配分されるので、通常

予算とは異なる仕組みを経由する。首相府が事務局を務めるこの制度は 1999 年に作られたもので、集まった義援金や物資は、遺体の管理、緊急的な居住地や家屋（テントなど）の整備、緊急的な物資調達などの目的に限定され、それ以外の用途への転用については被災者救援基金委員会での判断に委ねられる。

一連の手続き全体に要する時間については明記されていないが、政府の規定によれば、7 日以内に被災者に行き渡らない義援金や物資については首相府に戻すことが定められている。なお、図 2 においてバンコク圏に居住する被災者が位置づけられているのは、出稼ぎなどでまたま 12 月 26 日に津波被災地域を助けていて、南部 6 県には住民登録がない人々が含まれているからである。

1 月中旬になると本格的な復興支援への体制づくりが行われた。1 月 18 日の段階でタクシン首相名によって被災者救援の方法を規定した閣議決定が二つ出され、災害救援のための各種支援委員会組織の骨格ができた<sup>7)</sup>。その詳細は次項の図 3 のようになっている。いずれの委員会も副首相クラスの国会議員が委員長に任命されていることから、事の重大さと、この問題に対するタクシンの意気込みが読み取れる。ただし、タクシンの意気込みの背景には、目前に控えた総選挙へのアピールと、同じ時期に南タイで勃発したイスラム教徒との対立に伴う不適切な対応への批判から人々の視線をそらす狙いがあった可能性も念頭に入れる必要がある。

初期の緊急支援期間の間は、支援行政を縦割り型のライン部局にすべてを任せるのではなく、一定の地理的区画を一つの省庁に任せる方法もとられた。たとえば、被害の最も大きかったバンガー県は天然資源環境省が担当し、プーケット県は内務省が担当となった。これは、縦割りの弊害を最小化し、地域の問題を総合的に捉えるためにとられた工夫であると同時に、地方行政組織の長である県知事よりも格上の閣僚を総責任者として据えることで、首相の意向を直接反映できる体制づくりでもあった。

各県に配属されている各省庁の出先担当者に対しては県知事を通じて特別予算の申請依頼が本省各省へなされ、各省はその依頼を取りまとめて省庁の事業計画を立案する作業に入った。しかし関連役所や公共施設は家屋を失った人々の避難所と化し、職員は緊急の食料確保や遺体確認、補償の手続きなどに追われたために中長期的なニーズの把握までは手が回らない状態であった。

表 4 に被災者に対して各省庁が実施している支援策の一覧をまとめた。ちなみに、直接的な生活支援とはいえない土壌改善やさんご礁の復興、破壊された政府関連施設の復旧については割愛している。また、津波の早期警報システム構築にかかわる支援などについても割愛した。

表 4 にまとめた一連の施策は、プーケットに設置された「津波被災南部 6 県復興調整センター」で集約される支援要求品目のリストとマッチングされる。要求品目のリストは、各県で集約された要求品目の集計であり、その内容は、バンガー県においては主に漁船・漁具と病院建設、クラビにおいては全壊した学校の建設と環境復興のための専門家派遣予算、プーケットにおいては漁船・漁具と環境復興予算などであった<sup>8)</sup>。県からあがってくるリストについては、時間の制約から細かく審議されることはなく、大部分が申請どおりに認められていたようである。

一方で、年明け早々、タクシン首相は津波支援に関して日本を含む海外からの財政援助を断る方針を打ち出し、諸国を困惑させた。日本からの 20 億円に上る資金援助の申し出も断られた。この方針に伴い、被害が集中したバンガー県のタクワパー郡は、政府の方針を受けて UNICEF から提供された緊急資金援助を全額返却した<sup>9)</sup>。外国からの「財政的な援助はいらない。技術支援のみが必要である」<sup>10)</sup> とタクシン首相は明言した。技術支援 (technical assistance) とは、具体的には施設や機材の供与、研修やノウハウの伝授、DNA 鑑定、学校や病院の建造など一定の技術と専門性を伴う協力をさす。タイに

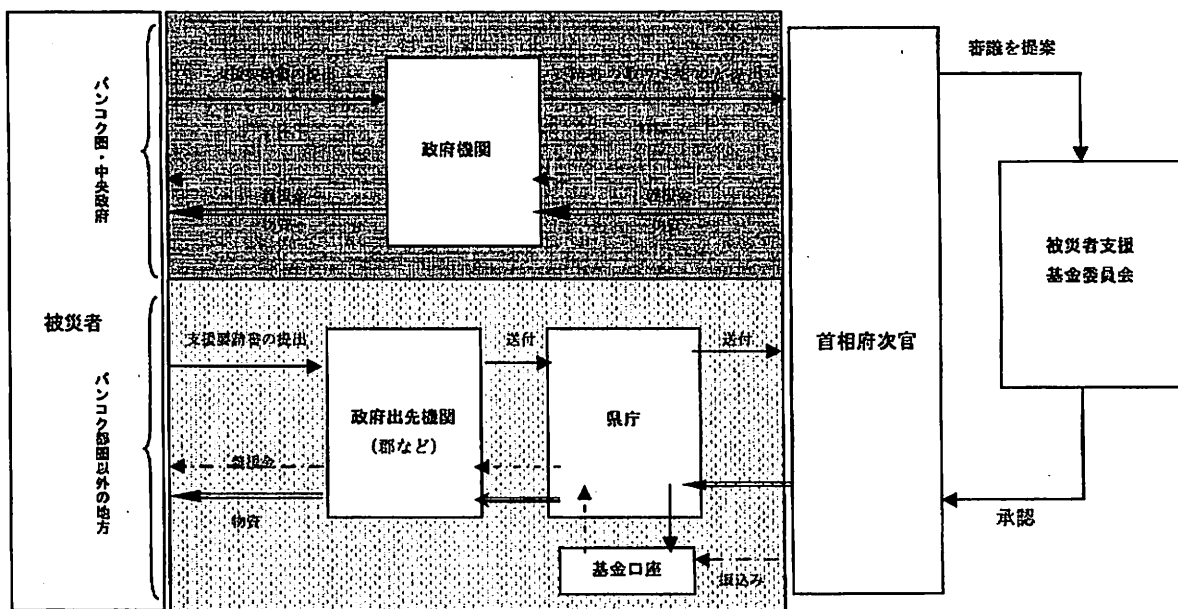
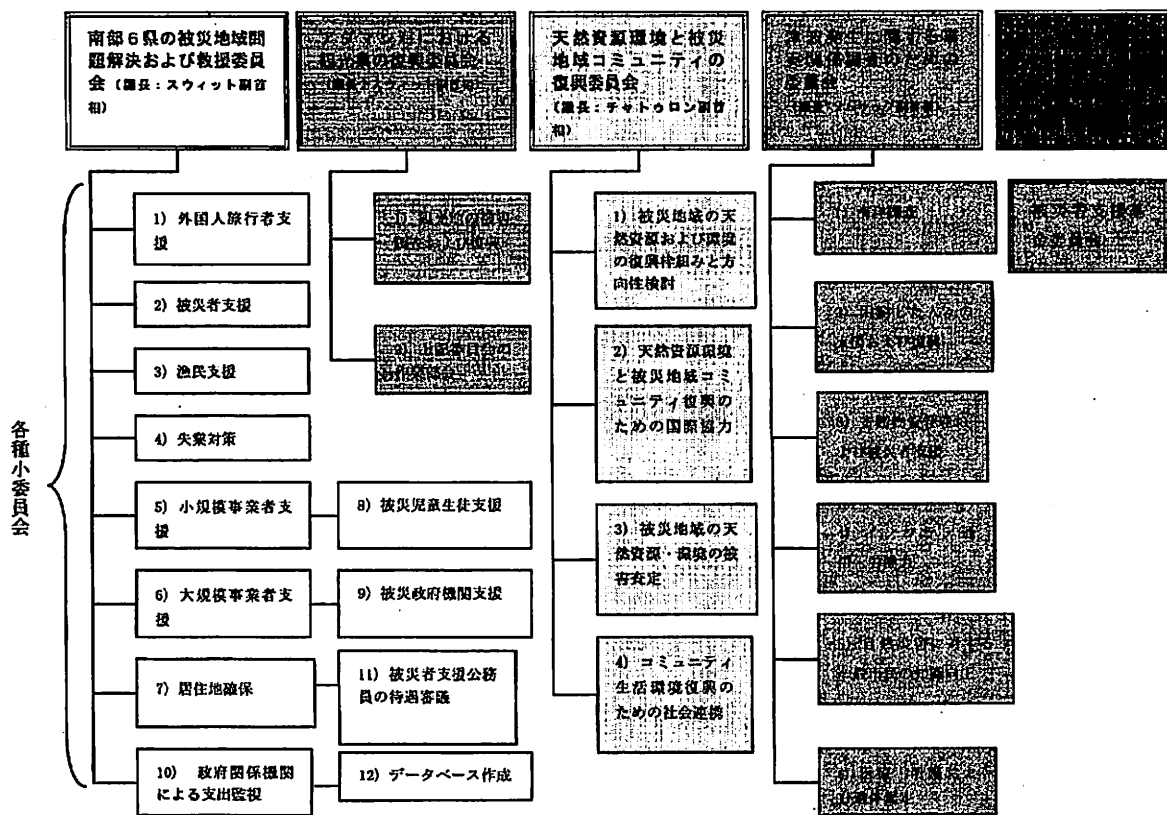


図 2 被災者への義援金・物資流通経路

出典 寄付の受領と被災者支援の引渡しに関する首相府規約(1999)を元に筆者が翻訳・図式化



出典: 内務省事務次官室 (政策・計画事務所, タイ語)

図3 南部6県における政府の災害問題解決実行委員会組織図

表4 主要な省庁による生活関連部門の補償・支援策

(単位: パーツ, 1パーツ=2.7円, 2005年5月現在)

省庁名 (主な担当部局)	支援内容(金額)の例	コメント
財務省	死亡者への見舞金 (15,000B, それが世帯主である場合は40,000B), けが人への見舞金(3,000B), 生活手段 (道具) の喪失への補償金(10,000B), 住宅建設のための支援金(30,000B), 住宅修繕のための支援金(20,000B)など。	内務省管轄下の県庁が担当。申請は村やタンポンの長のサイン入りの申請書を提出。家屋損壊などについては写真の添付も必須。
教育省	孤児への支援金 (一人あたり 25,000B), 被災児童への支援金 (一人あたり 15,000B), 死亡児童への見舞金(1人 10,000B), 死亡教員への見舞金(1人 10万B)	被災6県を対象に実施。
社会開発・人間の安全保障省	就学前児童向けの託児所を主要な避難所に設置, 婦人のための職業訓練所の設置, 仮設住宅設置場所の探索 (99箇所) など。	子供をかかえて働きに出られない親にとって託児所の設立は非常に有益。
労働省 (社会保険事務所)	診療所への補助金(12000B), 企業振興のための借用貸付支援(50000B), 各種申請書類締め切りの延長・猶予など。	
国防省	仮設住宅および恒久住宅の設置, 物資の輸送支援	積極的に展開し, 仮設住宅設置完了後も避難キャンプ周辺に駐留
工業省	仮設住宅建設地の提供, 中小企業支援センターの設立	
農業協同組合省 (漁業局)	【漁民】10m以下の船が被災した場合 (引き上げの場合, 10,000B以下, 修理の場合 20,000B以下, 喪失の場合 66,000B以下の補償金), 10m以上の船が被災した場合 (引き上げの場合 25,000B以下, 修理の場合 70,000B以下, 喪失の場合 200,000B以下を補償)。 【養殖業】魚の場合は被災1ライあたり 1,400B (最高5ライまで), エビ・カニ・貝類の場合, 1ライあたり 3,800B で最高5ライまで。	初期は登録漁船のみの補償であったが, 大部分の小規模漁民は未登録で, 社会批判が強まったために未登録船への補償も開始。

出典 各省庁のHPより筆者作成

は十分な財源があるので、資金は「インドネシアやスリランカに回すべき」というのが表向きの理由であった。

1月6日のジャカルタにおける津波支援の緊急国際会合では、日本からの資金援助の申し出を断ったスラキアット外相が、日本に対して鳥インフルエンザ以降、輸出が伸び悩んでいる調理済みの鶏肉の輸入促進を働きかけたと同時に、イギリス政府にはエビ輸出業者への一時的免税をEUに認めさせるよう働きかけたと報道されている<sup>10)</sup>。ここにタクシン政権の本音を窺うことができる。

## (2) 政府対応の諸問題

中央レベルでの政府の動きが比較的迅速に整えられたのに対して、現場における政府の支援活動に対する村人たちの評判は悪い。それにはいくつかの要因が考えられる。第一は、これだけ巨額の寄付が集まっていることが報道されているにもかかわらず、それがどのように支出されたのか、人々には知らされていないことである。とりわけ県や郡のレベルにおける寄付に関する情報の不透明さが被災者の間に不信感を生んでいる。1月12日の時点で52億5,200万パーツに上った津波対策の政府予算、そして3月1日の段階で10億パーツを突破した寄付金、具体的にどのようなルートで人々の手に届けられたのか、第三者が追跡することは極めて難しい。

第二は、地方役所の行政処理能力の限界である。各県にはそれぞれ郡(アンブー)と呼ばれる行政単位があり、その下に複数の行政村を集めたタンボン行政区と呼ばれる組織がある。ニーズの収集と被災状況の把握は、タンボン区長と村長とによって行われ、中央政府からくる資源の配分は、各郡に設置される被災者支援委員会で議論される。しかし、郡長(ナイアンブー)の裁量で配分できる予算には限りがあるうえに、津波専属の職員が郡役所に増員されたわけでもない。たとえば、死者・行方不明者を合わせて1,500人近くの被害者を出したバンガー県のタクワパー郡で、津波関係の仕事に従事していたのはわずか数名に過ぎない。もともと行政能力が高いわけではない地方組織に、今回の津波被害に伴う事務処理はあまりの負担であった。

第三に、県レベルでの支援活動に大きな影響を及ぼすことができた国会議員の活動が、2月6日に控えた総選挙のために禁止されていたという特殊事情があった。有権者に対するあらゆる支援は、この非常事態の下ですら買収行為とみなされ、候補者にとっては立候補の資格を失う危険を伴う。とりわけ、南部地域は与党愛国党(タイラックタイ)の支持基盤が弱く、ゆえに違法行為について厳しい監視におかれている地域であった。総選挙後に内閣改造が予定されていたために、多くの復興事業の閣議承認がペンディングになっていたことも復興速度を落とす要因になった。

最後に、現場における省庁間の相互調整の欠如である。これは官僚制につきまとう古い問題であるが、タイではこの弊害がとりわけ顕著である。今回の災害救援・復興に当たっては縦割りの弊害を排除すべく、県知事に大きな権限を与えると同時に、首相府に寄付金の配分などの権限を一括させる措置が講じられた。しかし、部局間の溝は一夜にして埋まるものではない。補償の基準は津波以前に制定された規定に依拠していたために、同じ分類の被害に対して二重補償が行われたり、担当窓口がどこか分からなくなるといった混乱が見られた。たとえば、内務省と漁業局は物損に対する独自の補償の基

準をもっているが一部の漁民は、両方の部局から補償を受けられたということであった。

ビジネスマン出身のタクシン首相が、縦割りの官僚制を先読みして制度面では適切かつ迅速な対応をとったことは筆者も評価する。しかし、現場の官僚が執行の際に規範として依拠するのは津波以前に制定された法規定であり、それらの法規定は、復興ではなく「補償」の観点に偏っていた。個々の被害補償額が被害の大きさに比べてあまりに少ないという問題もあった。観光業が本格的な復興に向けて政府のてこ入れを受けているのに対し、漁民を中心とする被災者の生活復興は取り残されている感が否めない。

## 4. 外国機関・NGOの動き

### (1) ドナーと生活復興タスクフォースの動き

諸外国による緊急援助隊や軍隊の派遣は津波発生直後から行われた。日本は12月28日にタイに向けて自衛隊艦艇3隻を派遣、同29日には消防・警察を含めて80人規模の緊急援助隊を派遣し、緊急物資の供与も含めて現地では高く評価された。

遺体の捜索と確認が中心となった緊急支援が一段落し、生活復興の面で主要な援助ドナーが顔をそろえて支援体制についての話し合いをもったのは、1月14日の首相府での会合が最初である。外国の援助団体との調整を任されたチャトゥロン副首相の招集で参集したドナーや大使館関係者、国際機関関係者は総勢60名程度であった。そこでは、(1)緊急に対処すべき課題の同定、(2)想定される二次災害の特定と対策が話し合われ、さんご礁の再生、土砂災害などの二次的リスク、そしてコミュニティの生活復興の3つのタスクフォースを組織することが決定された。明確な結論には至らなかったものの、一連の対策をドナー毎に地理的区画を割り当てて実行するのか、それとも支援分野ごとに活動を行うのがよいのかといった点が議論になった。

ドナー側の基調報告はFAO/UNDP/World Bankのジョイントミッションであったが、漁業局がホスト機関であったために、主に漁業被害の側面に調査が集中していた<sup>11)</sup>。基調報告の提言は、主に、環境面での修復と漁民の救済であった。この会議では多くの大使館、ドナーが津波救援に高い関心をもっていること、また、政府は資金提供こそ公式に拒んでいるものの、技術協力に関しては積極的に取り入れようとしていることが明確にされた。他方で、会議の雰囲気としては、日本側参加者から出た「これはビューティコンテストではない」という発言に象徴されるように、各ドナーが自らの提供できる資源を執拗に誇示するような場面も多く見られた。

結局、各国大使館を含むドナー援助機関は、環境・生活復興にかかわる小委員会の中で3つのタスクフォースに分割されることになり、生活復興部門を担当するタスクフォース3の議長には、NGO寄りの思想をもつことで知られるマヒドン大学環境資源学部のアヌチャート準教授が任命された。首相府の会合では、調整にかかる取引費用を最小限にし、すぐに現場でのアクションに移すことを強調したチャトゥロン副首相の積極的な態度が印象的であった。

1月20日に漁業局で行われた第1回のタスクフォース会合ではタスクフォースの任務の定義、現場状況の報告、援助機関からのオファー、そして支援の重複をさけ

るために導入すべき制度的メカニズムを議題とした<sup>12)</sup>。漁業局がどのような経緯で幹事部局になったのかは定かではないが、観光を支援する別の委員会があったために、生活復興の焦点は漁民支援におかれることが暗黙の合意であったのかもしれない。

1月25日の第3回会合では3つのタスクフォースの活動状況が報告された。生活復興への関心表明を行った諸団体の提案リストはUNDP(国連開発計画)が集約することとなり、1月23日の段階では表5のようなリストが作成された。しかし、これらの「公約」がどの程度まで実現されているかは今後の検証が待たれる。ちなみに、3月3日付けのバンコクポスト紙は、国連がタイに対して900万ドル規模の生活復興支援を行うための予算を承認したと報道したが、その後の動きは明らかではない。

一連の会合に常時参加していた国際協力機構(JICA)とは別に、在タイ日本大使館は、草の根無償の枠組みを用いて、1月26日に3,000万円相当の総合支援をワールド・ヴィジョン(NGO)を通じて実施し、さらに2月2日にはバンガー県において心のケアを担当するカウンセリングセンターを開設している<sup>13)</sup>。

タスクフォース3の成果として後にUNDPがとりまとめた案件候補の概要は表5のとおりである。

表5 “Who Does What Where Matrix” から抜粋

組織名	主な活動計画
世界銀行	各種の参加型ニーズ調査、小規模NGO支援
UNDP	マイクロファイナンス、仮設住宅経営支援
FAO	漁具の無償提供、ニーズ調査、技術協力、研修
ILO	心のケア、中小企業支援、移民支援
UNESCO	海ジプシーを主な対象とするキャパビル
DANIDA (デンマーク)	CODIとの協力による地域住民主導型復興計画の策定と実施
EU	農業共同組合銀行との協力によるコミュニティ復興、多目的贈与、融資の実施
フランス大使館	タイ赤十字とフランス赤十字との連携強化
ドイツ大使館	漁船の寄贈、養殖施設の整備支援
JICA	ニーズ調査、日本の経験共有フォーラム開催
USAID	各種技術ボランティアの派遣、企業再生や天然資源再生
GTZ	企業活動の再生支援

出典：2005年2月11日 Royal Phuket City Hotel におけるセミナー配布資料より抜粋

## (2) マッチングの問題

ドナーの申し出が一通り出揃ったところで、2月11日にはブーケットに会議場を移し、現地のニーズとドナーや政府の支援とのマッチングに関する会合が行われた。しかし、会議では各々の立場の主張に議論が終始し、村人と政府側の調整はほとんど成果をあげなかったと言ってよい。村人の側からは、政府の対応の遅さと援助が届いていない問題が声高に示された。とくに、漁船を失った人々のための雇用対策、仮設住宅における衛生管理、恒久住宅建設のための土地確保および権利書の問題などがあげられた。雨季に入ると平屋の仮設住宅の生活環境は著しく低下するので、恒久住宅の建設は切迫したニーズとして政府側に要求された。他方で、政府の側は、村人の話を防戦一方で聞くこととなり、村人らの主張を踏まえた具体的なプロジェクトの提案などはなかった。

このように、ドナーや政府を交えた会合の大部分の時

間は「相互調整とその方法」に関する議論に費やされ、アクションプランの提示にいたることはなかった。一連の過程で緊急時における相互調整の「取引費用」がいかに高くつくかを多くのドナーが再認識したのではないと思われる。こうした中でドナーの調整会議に、危機管理の経験が豊富なUNICEFの担当者がまったく出席していなかったのは印象的であった。UNICEFはいち早くブーケットに連絡事務所を設置し、すでに南部に存在していた地域連絡事務所のスタッフを動員するなどして、12月28日には独自のニーズ調査を行ったうえで、子供の保護を最優先するという明確な原則の下に活動をはじめていた。世界各国で多くの非常事態対応を経験してきたUNICEFには、独自の緊急対応用マニュアルがあり、多額の寄付に裏付けられた予算も潤沢であったために、国連機関としては例外的に迅速な初動体制をとることができたのだと言えよう<sup>9)</sup>。

## (3) NGOの動き

政府や国連機関の生活復興面での対応が決して迅速ではなかったのに対して、NGOの活動はきわめてスピーディ、かつ現場に密着した形で行われていた。12月28日の段階でタイ全土から34のNGOが参集してCollaborative Network for the Rehabilitation of the Adaman Community and Natural Resourcesが結成され、各団体の得意分野に基づいて「女性」「労働問題」「子供」「漁民」などのテーマに分かれたグループ編成が行われた<sup>14)</sup>。同時に、もう一つのNGOネットワークThe Network for the Rehabilitation of the Adaman Coastal Resourcesも組織され、両者は歩調をそろえて津波で被災した社会的弱者に焦点を絞った救援・復興活動を行ってきた。1月上旬の段階では、ボランティアと協力して死亡者・行方不明者のデータベースを作成し、政府の情報と照合することにより遺体確認のスピードアップに貢献するとともに、水や食料といった緊急物資の手配に尽力した。両組織は1月中旬以降からは仮設住宅の建設支援と同時に一時的な雇用の確保、職業訓練などを行い、2月以降は恒久住宅の建設や後で述べる土地問題の解決に力点を置いた活動を行ってきた。

中長期的な支援としてNGO連合体が貢献しているのは、土地証書のない人々のための居住権の確保に向けた交渉の支援、避難所での託児所の運営や再雇用事業の促進、コミュニティファンドの創設による低金利融資制度の導入による漁船修繕・建造の促進などである。これらのNGOが極めて迅速に現地になじむことができたのは、彼らの多くが津波発生以前からこの地域で活動していたからに他ならない。

今回の津波は、タイ史上でボランティアが最も大規模に活動する契機にもなった。津波発生から10日間の間に、バンコクの赤十字社前にはのべ1万人のボランティア希望者が参集し、その多くは全国から大量に集まった寄贈物品の分類登録作業などを手伝ったが、皮肉なことに、赤十字社のスタッフはこうしたボランティア希望者への対応にかなりの時間をとられ、現地支援をサポートするという本来業務がかなり制約されたという<sup>15)</sup>。

一方、現地に集結したボランティアは、初期段階においては遺体の捜索や運搬、認知作業の補助に集中したが、その総数は不明である。最も被害の大きかったカオラック地区に1月上旬に設立されたTsunami Volunteer Centerは、入れ替わりの激しいボランティアたちを組織化し、ニーズの高い地域に優先的に配属させることに

重要な貢献をした。このセンターが把握している範囲の統計によれば、2005年3月までに総勢1,200名のボランティアがこの施設を経て活動したが、その大部分が西欧人で、期間は2-3日、長くても数週間の短期滞在であった。刻々と変化するニーズを汲み取るうえで必要になる現地語に精通した長期ボランティアが確保できないことがセンターの悩みであるということだった<sup>16)</sup>。

外国諸機関の動きを総括すると、日本も含め、その初期においては政府の支援受け入れに対する態度や優先順位を探ることに労力が注がれ、状況を見極めている間に、具体的な活動の機会を逸したところが多いように見受けられた。ドナー会合の場でも、政府の具体的な方針や要望が示される前に、ドナーのオファーを募るような場面が見られたが、これがかえって混乱を招いたと考えられる。それに対して、津波発生以前から地域のコミュニティーに足場をおいてきた草の根 NGO は、すばやく住民のニーズを察知し、資金提供を申し出たさまざまな企業と提携しながら、政府とはまったく独立に活動を展開したところが多かった。

こうした動きに政府はどう反応したのか。とりわけ初期の段階においては、現場で活動する内外の NGO や援助機関に対して、政府の監視が行き届くことはなく、なんらかの規制が課されることもほとんどなかった。しかし、自由な活動が許されていたゆえに、後に見るさまざまな社会的確執が援助によって引き起こされることになる。

## 5. 住民の諸問題と対応

### (1) 調査の方法と期間

上にみたような政策レベルでの動きとはまったく別に、被災者は厳しい生活の現実と直面していた。地下水が汚染されていたために日々の飲み水を買わなくてはならないこと、失業して子供を学校にいかせる現金がなくなったこと、家族を失った心痛から立ち直れないこと、家族が行方不明でいまだに発見されていないこと、など暮らしていくうえでの課題は山積している。とくに、生活の基盤をなす住環境については、仮設住宅の多くが建設する側の利便性と経済性、そしてスピードを優先されて建てられた結果、雨季に入ってからからの浸水問題が深刻化している。

被災者の生活実態を把握するには、被災した村人たちへのインタビューと生活状態の直接観察が欠かせない。筆者の現地調査は、国際協力機構の長期派遣専門家（天然資源環境省政策アドバイザー）としてタイに赴任していた期間のうち、2005年1月14-17日、3月23日-30日、および、2005年4月4日、そして、5月9日-11日である。これ以外の期間にも、バンコクにおいて国連や赤十字社、NGO、支援企業など関係者へのインタビュー、津波関係の会合出席と意見交換、インターネットを通じた情報収集などを行った。なお、インタビューに当たっては通訳は使用していない。

### (2) 根底にある問題

#### a) 土地所有の問題

被災した南部6県は、海岸沿いということもあり、いずれも民族的、あるいは宗教的に多様な集団の居住地であった。人々の多様性は、政府の定める画一的な基準と相容れないことが多い。そして、災害は、かねてから存在する根深い社会問題を露呈する効果をもつ。今回の津波

災害で、最も深刻な問題として浮上してきたのは土地所有をめぐる問題であった。土地所有問題には次のような類型がある<sup>17)</sup>。

- ・森林局の土地に暮らしている人々の問題
- ・王室所有地、公有地に暮らしている人々の問題
- ・港湾局の所有地に暮らす人々の問題
- ・民有地を占拠している人々の問題

「森林局の土地」とは、具体的には国立公園や国有保全林のことであり、そうした地域に暮らす人々は居住の年数にかかわらず「不法」のレッテルを貼られてしまうことが多い。いわゆる「国の土地」に不法に居住している人々の中には、法律が定める以前から居住していた人々もいるが、もともと証書をもっていなかったり、流されてしまったりで、居住してきたことの証明が極めて困難である。土地証書をもたないということは、そこに恒久住宅を建てる資格がないことを意味しており、そうした人々は政府と対立したまま旧居住地に戻るか、あるいは、仮設住宅に長期間暮らすのか、という厳しい選択を迫られる。土地係争が決着しないことによる電気・水道などのインフラ整備の遅れは、恒久住宅への移行プロセスをさらに遅延させている。

内務省を中心とする政府にとって、沿岸地域、とくに観光地として再開発を計画していた地域から住民が退去したことは、不幸中の幸いであった。県はこの機会を利用して厳格なゾーニングを実施し、沿岸地域での居住、とりわけ土地所有権をもたない人々を元の居住地に戻すことを頑なに拒んでいる。CODI (Community Organizations Development Institute) などの NGO 団体は、住民を組織化して土地を買い戻すことを企図すると同時に、居住地域を住民に取り戻すためにマスコミを使った政府への働きかけを強めているが、先行きは不透明である。

#### b) 「不法移民」および「海の民」の問題

今回の津波被害の犠牲者のかかなりの部分がミャンマーからの出稼ぎ労働者であるといわれているが、その実数は不明である。ブーケットとパンガーにはそれぞれ3万人から4万人の移民労働者がいるというのが政府担当者の理解である<sup>18)</sup>。彼らの多くは、大規模漁船の従業員や建設労働者、エビ養殖場の従業員、ゴム園労働者などとして働いていた。身元不明の遺体が捜索希望の出ている人の数を遥かに上回ることも、また、ミャンマー人として身元確認ができた遺体の数が著しく少ないことから、強制送還を恐れた人々があえて捜索願を出していない可能性が高いと当局は指摘する<sup>19)</sup>。

とりわけ、移民許可証を持たない「不法移民」に分類される人々は、保険証も持たないために適切な医療支援を受けることができないうえに、ミャンマー語の氏名をタイ語に標記する方法が一定しないことが混乱の原因になることもある。さらに、ミャンマー人は倒壊した家屋から貴重品を盗み出しているなどと中傷されることもあり、進んで公の場に出てきたがらないことが多い。合法的な移民労働者の場合でも登録証を波に流されたりして、証明書が発行までに時間がかかり、緊急的な支援を受けられないでいる人々もいた。法的な資格をもたないゆえに脆弱で、人道的な見地から最も支援を必要とする人々は、同時に最も支援が困難な人々になった。



こうした人々に対して、一部の NGO は専門家を動員し、法律的な見地から彼らが不利な待遇を受けないように支援を始めた。また、募金を募り、地主から土地を買い戻して漁民などに提供しようとしている NGO もあった。住民側の動きに関連して筆者が踏査することのできた特徴的な被災地域の事例を次に取り上げる。

### (3) 住民による自助努力

#### a) バンムアン避難キャンプの事例

この避難キャンプは、バンガー県タクアパー郡のナムケム村（人口 4,600 人）に居住していた人々から主に構成されるキャンプであり、当初の収容計画であった 500 人の規模を遥かに超え、2005 年 3 月現在で 3,500 人の人々が生活する最大の避難キャンプとなった。村人によれば、「4,600 人」というのは役場に登録された人口のことで、実際には出稼ぎ労働者やミャンマーを中心とする海外からの未登録労働者がさらに 1,500 人程度は居住していたという。ナムケム村は、タイにおける全被災者の半数に近い人々が被災した被害集中村のひとつであり、避難キャンプは、もともとバンムアン・タンボン評議会役場の隣で鉱山・産業局所有の土地に設営されている<sup>19)</sup>。

バンガー県で被災した他の多くの集落と同じように、漁民が 50% 以上を占めるこの村の住民は、村のほぼ全域が津波によって押し流されたために、仮設住宅への避難を余儀なくされた。タイの行政村の中でも人口が最大規模であったため、現在は複数の仮設住宅群に分かれて暮らしている。仮設住宅の設営は、CODI、陸軍、ワールドヴィジョン(NGO)、王室が中心になって行った。

このキャンプの特徴は規模の大きさだけではない。コミュニティとしての結束の強さと相互扶助の徹底が外部者の目を引いてきた。この避難キャンプでは、NGO の協力を得ながら 23 の職業別グループが組織され、グループごとに村に設置されたファンドから低利子の融資をうけて相互扶助的な事業を行っている。また、キャンプの敷地内には 70 以上の NGO がテントを作り、子供の世話や職業訓練、洗濯などの生活支援を行っていた。

ナムケム村のまとまりのよさを印象づけるのは、津波発生日からほぼ每晚開催されてきたというキャンプ会議（10 世帯をひとつのグループとして、グループの代表が集まる会議）と、会議の成果の一つである仮設住宅への入居基準である。緊急物資のひとつとして提供されたテント住まいから仮設住宅に移り住むことは、生活復興に向けた重要な段階であるが、住宅の建設は一斉に完了するわけではないので、誰から順番に入居させるかという問題が生じる。一般的な集落では、くじ引きなどの方式によって誰がどこに住むか（誰がまず入居するか）を決めているのに対して、ナムケム村では、村人代表者の話し合いによって次の 4 つの基準が作られた。優先順位が高い家族から順に、(1) 1 歳未満の子供をかかえた家族、(2) 70 歳以上の老人をかかえた家族、(3) けが人をかかえた家族、(4) テントが仮設住宅の立地場所に近い家族、という基準である。また、キャンプに直接寄付された物資（主に食料や衣類、子供のおもちゃ）や現金については、そのすべてが掲示板に張り出され、住民に公開されている。

このキャンプにおける 2005 年 3 月以降の懸案は仮設住宅の水対策と恒久住宅への移行問題である。恒久住宅は、住民への相談なしに設計された画一的な間取りと広さであったために、その立地も含めて住民の不満のタネになった。また、土地所有権をもっているという理由で

けで同じ場所に恒久住宅を建てることの安全性を問題視する専門家もいる。専門家の多くが指摘するように、従前の生活環境以上の安全性確保と環境配慮を狙った「復興」を目指すのか、あくまで当人の希望を重視した「復旧」がよいのか、決め手は見つかっていない。なお、恒久住宅の多くは陸軍や海軍がその建設を請け負い、タイの大手テレビ局の 1 つである iTV も一軒あたり 10 万バートの寄付をして建造に貢献している。

#### b) バトンビーチの例：メディアの役割

ブーケット県バトンビーチのそばにある「チャオレー」と呼ばれる海の民が居住する村は、今回の津波災害からの復興において非常に特殊な状況にさらされた。津波発生以前に 16 棟あった家屋のうちの 15 棟は波にさらわれる大きな被害をうけたが、幸い、村人たちは山に逃げたために死者はでなかった。この地域は、政府が観光地開発の一環として再開発を計画している場所であり、土地の所有権そのものは港湾局にあった。村人が作っている魚の日干しが臭うことなどを観光地化への障害と見ていた当局は、津波災害を逆手にとって村人たちの強制退去を企図した。

村人たちは被災後、内務省の規定にしたがって家屋の全壊に対して 3 万バートの補償を申し出ることができたが、受理の条件は、それ以外の公的支援を一切受けられなくなるというものであった。バトン市による執拗な退去命令にもかかわらず、人々は 30 年以上この地域に暮らしてきた事実を盾にして NGO およびマスコミ（とりわけ iTV）の支援をうけながら旧来の土地への恒久住宅建設を強行した。人々は現在も当局と係争を続けながら、元の暮らしに戻る努力を継続している。

これらの事例から示唆される今後の復興支援に必要な視点は、人々の多様性への配慮である。先述したように、被災地域は沿岸部分に沿っていたこともあり、民族的、宗教的、職業的、歴史的に極めて多様であった。一般に「海の民」と一くりにされがちの人々にも複数の種族があるし、宗教も仏教だけでなくイスラム教やキリスト教徒など実に多様である。人々の土地とのつながりにも様々な形態がある。多様な人々に画一的な復興プログラムを押し付けると、登録証や土地所有権、外部とのネットワークをもつ村人だけが特権化され、コミュニティ内部に格差や対立を生じさせ、かえって復興を難しくしてしまう。単なる「原状復帰」にとどまらない、息の長い復興計画を立てるには、人々の文化や帰属意識に配慮した小さなスケールで住民参加を促し、それまで無視されてきた根本問題に正面から光を当てる必要がある。

ナムケム村は、有能なリーダーと NGO による効果的な側面支援、そしてコミュニティ基金など村人の自助努力が組み合わさって、悪条件の中で仮設住宅の生活を向上させた好例である。この例を見る限り、水や食料といった緊急的な支援の段階が終了したものについては、かえって余分な物的支援は行わず、人々が問題の自主管理能力を発揮した段階でそれを促進するような側面支援に徹することが望ましいと考えられる。また、村人に信頼される有能なリーダーの存在は、復興に不可欠な人々の結束を維持するうえで決定的である。



## 6. 考察と課題

津波発生から5ヶ月間程度の動きを振り返って、今後の教訓として浮上してくるのは次の四点である。第一は、いわゆる「不法居住者」の取り扱いをめぐる問題である。災害はそれまでに存在していた社会問題をより先鋭な形で顕在化させる。不法労働者の大部分を構成するミャンマー人の問題や土地所有権問題に絡む弱者支援については、法的な制約から NGO しか取り組むことができない場合が多いことも今回の津波支援の過程で明らかになった。補償や援助をめぐるモラル・ハザードを最小化するためにも、後付ではない明確な原理原則が国民に公開されている必要があるし、それまで黙認されてきた不法移民など、脆弱な地位におかれた人々への対応マニュアルを整備していくことも検討されるべきであろう。

二点目は、縦割り行政の弊害についてである。今回の緊急事態でさえ様々な部局を連携させるに至らなかったことは、タイにおける縦割り問題の根深さを象徴している。一方で、縦割りなのはタイ政府だけではない。援助ドナーも、結局のところ、お互いの活動についての大風呂敷なサーベイまではたどりついたものの、時間の経過とともに調整の意欲は薄れ、それぞれの経験の範囲に活動を限定する結果となった。

縦割りの行政機構が具体的に引き起こした問題は、村人にとっては補償の申請先や基準が統一されていないことからくる混乱であり、支援団体にとっては情報が集約化されていないために活動の焦点を定められないことである。縦割りの克服は容易ではない。特定の組織に長く帰属せず、さまざまな関係組織をローテーションで回るような「課題別のプロフェッショナル」の養成や、人事や予算といった重要事項の決定も現場の裁量に任せる割合を高めるなどの方策が考えられるが、縦割り構造の根深さを考えるとき、こうした提言の実現可能性についても悲観的にならざるをえない。

第三は情報の流れについてである。遺体の捜索や人命救助、食料や生活基本物資の緊急的な配給を行わなくてはならない最初の1週間を過ぎると、被災者のニーズは置かれている状況によって変化してくる。この変化を汲み取り、それに適切な支援を行いうるかどうかが復興策の成否を分けるが、すでに述べたように地方政府のニーズ汲み取り能力は決して高くはなく、県は郡レベルの自治体から上がってくる援助要望書を鵜呑みにせざるをえない。1997年の新憲法で住民参加の理念が謳われているにもかかわらず、行政機構の仕組みとして「住民参加」が位置づけられてこなかったことのツケが如実に現れたといえる。

第四は、援助手法の問題である。多くの援助機関、とりわけ外国の援助機関は被災者に「直接」物資や現金を手渡しすることを通じて、寄付をした人々への説明責任を果たそうとすると同時に、住民リーダーや地方有力者に管理を任せられた場合に生じうる腐敗を防ごうとする場合が多い。ところが、直接渡す行為は、対象社会の構造や文化を踏まえずに行われるために、被災者の間に不公平感を生み出すとともに、場合によっては被災者の勤労意欲を奪う。ナムケム村では、寄付を手渡しする場面の写真だけをとり、現金を持ち去ったドナーがいたことも村人に報告されている。

このように、援助の問題は物資の量ではなく「渡し方」にあるということも今回の重要な教訓として記録さ

れるべきであろう。ドナーが地元リーダーの腐敗を恐れて直接被災者個人に渡したがることを考えれば、村落共通ファンドなどに対して、寄付者への説明責任を果たしやすい形で資源の投下を可能にする制度設計のあり方が議論されなくてはならない。

以上の諸問題を踏まえて改めて確認できるのは、第一に世論の圧力、とくにメディアを通じて政府の行動が促されるという側面である。とくに、津波被害の場合にはテレビを通じて視覚に訴える映像を流すことが可能であり、その分、その場にいらない視聴者の注目を高く維持することができる。登録漁船のみに補償を出していた漁業局も、世論の圧力によって未登録船に対しても補償を行うことになった。発言力の強い観光業関係者に比べて、現地の漁民たちの発言力は、あまりに小さいだけでなく、観光業者と同じ土地を争う競合者でもある。メディアや世論の役割は、声なき声拾う上で非常に重要である。

第二は、外からの援助が既存の格差構造に与える影響である。援助を通じて配分される財（たとえば、漁具、漁船、住宅、貯水タンクなど）が被援助者の手に行き渡り、活用される度合いは、すでに分配されている資源（外部とのネットワーク、村落のソーシャル・キャピタル、土地権、国籍など）に大きく依存する。つまり、資源分配の格差があるところに上乗せされる援助は、すでに存在する格差を強化することになりかねない。ところが、自らの提供できる資源の移転にばかり関心を寄せる個々の支援団体の視点からでは、全体としての資源分配の偏りは目に付きにくい。外部からの支援を弱者の復興につなげるためには「すでに分配されているもの」との関係に照らした戦略が必要である。とはいえ、分配済みの資源を海外の団体が再分配しようとすれば内政干渉の壁にぶつかる。ここに、地元の NGO などとの連携が必要な理由がある。

「防災」や「人間の安全保障」を国際協力と外交の手段として前面に押し出そうとしている日本は、今回の津波支援から多くのことを学ぶべき立場にある。ここに、生活面での災害復興にむけた日本の課題を整理しておこう。第一に、緊急援助の段階を過ぎた生活復興の段階では、現地の状況をいかに迅速かつ適切に把握するかが決定的である。とりわけ、今回の被災地のように職業だけでなく宗教や民族的な多様性が著しいような地域では、援助の受け止め方に関する価値観も多様である。そうした多様性をすばやく把握するためには、地域の文脈について一定の知識をもち、現地語に精通したスタッフをすぐに現地に貼り付けることが可能な体制が必要である。青年海外協力隊員を活用したり、NGO ネットワークとの定期的な交流を図るなどして独自の情報収集ノウハウを蓄積していくことが必要ではないか。

次に、資金協力の枠組みを柔軟かつスピーディにする必要がある。今回の津波の事例で地域の人々に最も喜ばれ、かつ有用だと考えられるのは、村人たちの管理する回転資金への支援であるが、現状の国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みでは、資金を人々に直接支援することは実施できない。NGO への直接支援も制約されている。今後は、規模は小さくても小回りのきく予算を別に確保することを検討すべきであろう。「日本の援助は手続きが面倒」という評判のままでは、人間の安全保障を柱とした外交は地に足がつかない。災害時に最も効果の高い支援ができる最初の1-2週間を逃さないためには、現地の裁量権を大きくするとともに、NGO を含むカウンターパートとの信頼関係構築が欠かせない。信頼の構築過程

では、どのような NGO がカウンターパートとしてふさわしいかを判定する能力も日本側に課されることになる。

最後に、今後の調査課題として筆者が重要と考える 3 点を列挙する。第一は、不確実な状況下における支援手法決定プロセスとその分配上の結果である。今回の災害では多くの組織が支援に携わったが、全体的な状況把握に時間をかける余裕がないままに支援に踏み切った団体が多かった。情報が不十分な中でそれぞれの組織はどのような原則に基づいて支援の手法と優先順位や対象を特定し、それは結果としてどのような分配上の効果をもったのか、人々の記憶が劣化しないうちに調査をかけ、情報が少なくても財の特性から特定の効果が期待できるような支援のあり方を研究する必要がある。

第二は、今回の津波で非常に重要な役割を果たしたにもかかわらず、その効果や影響がほとんど精査されていない企業の役割である。たとえば、首相府に記録されているだけでも 1 千万バツ以上を寄付した企業は 7 社を数えるが、その 7 社の寄付総額だけでも首相府が被災者に支払った補償金の総額を超える。タイのような中進国での災害支援を考えると、企業の役割は極めて重要なものである。企業はどのような動機から、どのように情報を収集し、どのような領域で支援活動に参加したのか、今後、検討しなくてはならない。

第三は、緊急支援として現金を提供することの効果である。被害が局所的で、少し歩けば無傷の市場が存在したタイでは、当座の困窮を克服するうえで現金の提供は非常に効果的である。他方で、現金の提供は、その用途が限定されないことからモニタリングが難しく、腐敗の原因にもなりうる。緊急援助の文脈における現金支給と物財支給とを比較した場合の効果、およびデリバリーのメカニズムなどを研究していくことが必要である。

スマトラ沖地震に伴う各種支援活動を記録し、取りまとめること、そして、支援活動の政治・経済的影響を詳細に調べていくことは、いずれまた訪れるであろう災害からの生活復興を効果的に進めるうえで不可欠な作業である。こうした緻密な作業の積み重ねこそ、防災という「人間の安全保障」の重要側面における日本の国際貢献を確かなものに仕立ててくれるに違いない。

#### 参考文献

- 1) タイ政府首相府ホームページ  
<http://www.opm.go.th/opminter/link/fund/money.htm>
- 2) FAO: Report of Joint FAO/MOAC Detailed Technical Damages in Tsunami Affected 6 Provinces in Thailand, 11-24 January 2005.
- 3) Merlin-Scholtes, Joana: Disaster Field Sitrep 8, January 26, 2005.
- 4) UNICEF: Indian Ocean Earthquake & Tsunami: UNICEF Response at 90 Days, 2005.
- 5) UNICEF: Thailand Assessment Report, February 8, 2005.  
<http://www.un.or.th/tsunami/assessmentreports.html>
- 6) Yafa, Orawan: Mission Report: Indian Ocean Tsunami 26 December 2004, Thailand (field visit between January 5-12, 2005), Asian Disaster Preparedness Center, Thailand. 赤十字社の県代表は、慣例として県知事夫人が勤めることになっており、このことが赤十字への情報の流れを円滑にした点は特筆に価する。
- 7) 首相令 仏暦 2548 年 (2005 年) 第 25 号「南部 6 県での被災者に対する支援および問題解決委員会の設置」(2005 年 1 月 18 日) および、首相令 仏暦 2548 年 (2005 年) 第 26 号「アダムン海における観光業の復興に関する委員会の設置」(2005 年 1 月 18 日) (タイ語)。

8) Department of Disaster Prevention and Mitigation: Report prepared for the Japanese Mission to the DDPM on March 14, 2005.

9) UNICEF タイオフィスの Andrew Morris 氏とのインタビュー (2005 年 5 月 19 日)

10) Bangkok Post: "Foreign cash aid would 'affect country's Status'," Jan. 11, 2005.

11) UNDP/World Bank/FAO: Joint Tsunami Disaster Assessment Mission 4-8 January 2005.

12) Minutes of the livelihoods task force meeting held on January 20, 2005 (version 23<sup>rd</sup> January 2005)

13) 在タイ日本大使館 (2005) 「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害 (タイに対する我が国の支援)」平成 17 年 4 月 27 日。2005 年 6 月 15 日に筆者が行ったワールド・ヴィジョン担当者へのインタビューによれば、日本の援助は手続きに時間のかかることで知られているので、もともと要請していなかったが、大使館から電話での応募依頼があったのでそれに応じて支援を受けることにしたという。大使館担当者の説明によれば、大使館のほうから草の根無償の「売り込み」をしたのは今回が初めてという。

14) The Collaborative Network for the Rehabilitation of Community and Natural Resources: "Operational Framework of the NGO Network in Supporting Small-Scale Fisher folks in Adaman, Thailand." Paper prepared for the workshop on Social Concerns of the Post-Tsunami reconstruction Initiatives held at Chulalongkorn University on January 24, 2005.

15) タイ赤十字社バンコク本部における Wantanee 氏とのインタビュー (2005 年 6 月 8 日)。

16) Tsunami Volunteer Center のセンター長であるソンバット氏とのインタビュー (2005 年 3 月 28 日) に基づく。なお、このセンターの HP は <http://www.tsunami-volunteer.net/en/>

17) CODI ホームページ <http://www.codi.or.th>

18) United Nations Country Team Trip Report: Phuket & Phang Nga, 2005.

19) Baan Nam Kern, 村人が作成したナムケム村の避難キャンプに関する資料集 (タイ語), 2005.

(原稿受付 2005. 5. 26)